

高坂文書(41 点 年代順)

1. 永享四(1432) 中沢右衛門尉、香坂宗たねに、伊那郡中沢郷諸族等の一揆を結びたるを報ず、、、
2. 天正一〇年九月十二日(1582) 北条氏直、伊那郡大草休斎の戦功を賞す、
3. 天正一九年十一月一五日(1591) 毛利秀頼、伊那郡大草の内諸村の検地を行ふ、尋いで、同郡上穂・野宇・大畑村等の検地を行ふ、伊那郡上河路村検地帳及び同郡縄帳
4. 文禄三年九月一三日(1594) 京極高知、伊那郡香坂右近助に、同郡大草郷の年貢請取状を渡す、香坂右近の覚書
5. 慶長二年八月一〇日(1597) 伊那郡大草郷、慶長元年分年貢を皆済す、
6. 慶長一七年十一月五日(1612) 伊那郡大草村の本年年貢高名寄帳、成る、
7. 慶長一七年十一月一〇日(1612) 是より先、伊那郡大草郷香坂仁兵衛持高帳、成る、是日、仁兵衛、之を写す、
8. 慶長一八年三月二〇日(1613) 伊那郡香坂仁兵衛、千村良重の手代久野九左衛門等に樽木手形を出す、
9. 慶長一九年九月一五日(1614) 紀伊高野山大徳院、伊那郡香坂二兵衛より金子を贈らる、
10. 慶長一九年一二月八日(1614) 伊那郡の百姓又次郎、本年の年貢未進により、香坂仁兵衛に田地を渡す、
11. 元和元年二月二七日(1615) 伊那郡大草村、同村高・持高・役高を記す、
12. 元和二年七月二四日(1616) 伊那郡大草の某筑後、同村西高某の、筑後拘分田地を違乱するを、、、
13. 元和二年(1616) 伊那郡大河原村の本年分樽木勘定状、成る、
14. 元和三年五月九日(1617) 伊那郡五平次等、同郡大草の二兵衛より土地を買ふ、
15. 元和三年六月一九日(1617) 伊那郡大草郷の百姓等、本田に干損なきよう心懸くべき旨を誓ふ、
16. 元和四年四月二日(1618) 是より先、伊那郡の二兵衛被官百姓八右衛門、八兵と、喧嘩に及ぶも和解す、是日、安斎等、八右衛門の身上を二兵衛に委ぬ、

17. 元和四年一二月一二日(1618) 伊那郡大島名子村百姓等、代官千村良重等より、元和二年分年貢残米を預る、伊那郡百姓又右衛門等、千村良重等より年貢残米を預る、
18. 元和四年一二月一二日(1618) 伊那郡大島名子村百姓等、代官千村良重等より元和三年分年貢残米を預るの条、小笠原秀政上げ地伊那郡五万石領の内名子郷等の残米請取帳
19. 元和五年四月二七日(1619) 千村良重等、伊那郡大草村の香坂仁兵衛等をして、江戸城天守用材伐出しの扶持米を保科正光に渡さしむ、
20. 元和五年五月四日(1619) 又右衛門、伊那郡大草村の香坂仁兵衛等より、同郡新井村の年貢残米等を預かる、
21. 元和五年五月二九日(1619) 千村良重等、香坂仁兵衛等をして、蔵米を出さしむ、千村良重等、香坂仁兵衛等より蔵米代金を請取る、
22. 元和五年九月一八日(1619) 近藤百千代重直、の手代白崎宗兵衛・井上庸名の手代大村平左衛門、伊那郡大草村に於いて知行地割分を行ひ、諸事を協約す、
23. 元和七年三月七日(1621) 伊那郡大草村二郎右衛門等、近藤茂直百千代、の代官より種米を借用す、
24. 元和七年四月四日(1621) 伊那郡某村の権左衛門等、同村元和三・四年よりの年貢帳簿の借覧を代官五郎右衛門に重訴す、
25. 元和七年一二月六日(1621) 伊那郡大草村、同村の村高を書上ぐ、
26. 元和七年一二月六日(1621) 伊那郡大草村、同村の村高を書上ぐの条、伊那郡大草村の元和三・四・五年分年貢未進書上げ
27. 元和九年一〇月九日(1623) 伊那郡大草郷内新百姓の持高書上、成る、尋いで、同郷箕和田等の田畑寄高の書上、成る、
28. 寛永元年二月一〇日(1624) 伊那郡大草村鹿養の八右衛門等、直銭を出し香坂仁兵衛等より、田畑・山林を預かる、
29. 寛永三年一二月二五日(1626) 井上庸名、伊那郡大草村香坂仁兵衛に、同村の本年年貢勘定目録を渡す
30. 寛永四年正月二四日(1627) 伊那郡大草村、同村の村高並びに同村里分の寺社領高を書上ぐ、
31. 寛永四年二月二七日(1627) 伊那郡大草村、同村香坂仁兵衛等の持高及び同村の草高・役高を記す、

32. 寛永五年三月五日(1628) 与助、伊那郡大草村香坂仁兵衛と田地を交換す、
33. 寛永五年一二月一三日(1628) 伊那郡大草村、寛永四年の年貢払高を書上ぐ、
九右衛門等、伊那郡大島の内、名古・新井両村の勘定書を書上ぐ、
34. 寛永七年一二月五日(1630) 伊那郡桃沢孫兵衛、太郎兵衛の年貢金を代納し、
その田地半分を請取る、
35. 寛永八年四月二四日(1631) 孫兵衛、伊那郡香坂五郎右衛門尉に、売上米代
金を同郡福与に送りし旨を報ず、
36. 寛永一四年(1637) 伊那郡大草村、同村田畑高を記す、
37. 寛永一五年一二月九日(1638) 幕府、伊那郡脇坂安元領諸村百姓と、同郡鳥
居忠春領諸村百姓との、同郡箕輪中原の入会争論を裁し、同所真虫平入会の
ことは論地の庄屋の談合に任さしむ、尋いで、明年落着す、
38. 寛永一五年(1638) 伊那郡大草村香坂五右衛門、同人所持地の小作帳を作る、
39. 寛永一六年(1639) 伊那郡香坂仁兵衛の定納帳、成る、伊那郡大草村残高書
立及び年貢納払覚等
40. 寛永一九年七月二六日(1642) 伊那郡加養・大中村百姓衆、五郎右衛門尉等
に、雑木草の刈取りを許す、
41. 寛永二〇年六月二日(1643) 伊那郡大草村の四郎左衛門等、起請文を以つ
て、同村の太郎兵衛との縁を絶つべきを約す、

当高坂文書は飯島日曾利の香坂家の文書と思われる。

「引用文献：信濃史料(信濃史料刊行会編纂・刊行、昭和 26～44 年)、原史料：高坂文書
(高坂家所蔵、長野県立歴史館寄託)」